5 いも類の貿易

(1) いも類の関税番号について

ア かんしょ

横浜税関業務部・鹿児島税関支署等からの聞き取り

分類及び名称(貿易月報の表記)		説明(横浜税関からの聞き取り)
0714.20 かんしょ		
	冷凍したもの	かんしょを冷凍したものすべてであり、全形、
	(12%)	カット、ペーストなど形状を問わない。
	,,	また、生鮮品を冷凍するのみならず、表面をあぶっ
		た(中まで火が通っていない)かんしょを冷凍したも
		のも含む(火が中心まで通ったかんしょを冷凍したも
		のは除かれる)。ただし、味付けした場合など調製品
		とみなされるものは、他の分類になる。なお、保存料
		の添加や砂糖を使っていても品質保持のために添加す
		る場合は味付けとはみなさない。
0714.20-200	その他のもの	原則として冷凍品以外すべてであり、全形、全片、
	(12.8%)	断片、パルプ状など形を問わないが、乾燥粉末の場合
		は、1106.20-200に分類される。
2008.99 調製	た果実のうちその他のもの	
2008.99-251	調製したかんしょ(単に蒸	いわゆる干しいも(蒸し切り干し・乾燥いも)で、
気又は水煮によ	る加熱調理をした後、乾燥	一般的に冷凍して輸入される。2002年1月から新たに
したもので、全形のもの及び断片状のもの		分類。
に限る。)(12%	,)	
(参考)		
1106.20 サゴ	やし又は根若しくは塊茎の乾	
燥粉及びミール		
1106.20-200	その他のもの	この項はカッサバ芋とその他に分けられており、か
	(21.3%)	んしょはその他に含まれているがかんしょだけの数量
		は不明。
2008-99-219	調製した果実(砂糖を加え	大学いも(加糖)、いもかりんとうを含むが、かんし
たもの) (その他	1のもの) (16.8%)	よ調製品だけの数量は不明。
2008.99-227	調製した果実(砂糖を加え	スイートポテトのうちタルト状のものを含むが、か
, ,	ペルプ状のもの) (その他のも	んしょ調製品だけの数量は不明。
Ø) (21.3%)		
	調製したその他の果実(砂	焼酎原料用冷凍蒸しいも、スイートポテト(ペース
	いもの) (パルプ状のものを除	ト状)、大学いも(無糖)及びいもかりんとう(素揚げの
く。)(その他の)もの) (12%)	み)を含むが、かんしょ調製品だけの数量は不明。
	の他の植物性生産品(他	かんしょの食用茎葉を含むが、かんしょ茎葉だけの
1 の頂に転り	áするものを除く)	数量は不明。

イ ばれいしょ

分類及び名称(貿易月表の表記)	説明 (ことわりなければ関税率表解説)
0701.10-000 種ばれいしょ (生鮮又は冷	種ばれいしょとは、主務政府機関で繁殖用のもの
蔵したもの) (3%)	として証明されたばれいしょのみをいう。
0701.90-000 ばれいしょ(生鮮又は冷蔵	生鮮又は冷蔵のすべてのものを含む。
したもの)(4.3%)(種ばれいしょを除く	
)	
0710.10-000 冷凍したばれいしょ (調理	この項の冷凍野菜は工業的レベルで急速凍結方法
していないもの及び蒸気又は水煮による	によって得られる。従って、解凍したときに生鮮の
調理をしたもの) (8.5%)	ものと同じ外観を実質的にとどめている。
	冷凍する前に塩又は砂糖を加えた野菜もこの項に
	含まれる。ただし、他の方法により調理をした野菜
	(20類)又は調製したミールのように他の材料とと
	もに調製したものは含まれない。
0712.90-050 ばれいしょ (切ってあるか	生鮮のばれいしょの塊茎を前処理(水洗・剥皮し
ないかを問わないものとし、更に調製し	、さいの目状に切断し、これを熱湯に3~4分浸し
たものを除く)(乾燥したもの)(12.8%	、水で冷やす)した後、移動式金網上で乾燥したも
)	ので、酵素活性は失われ、でん粉はほとんどアルフ
	ァ化している。本品を食用に供するには15~20分煮
	沸する必要がある。
	(関税分類例規集)
1105.10-000 ばれいしょの粉及びミール	この項は粉(又は粉末)、ミール、フレーク、粒
(20%)	状で提示される乾燥ばれいしょに適用する。
1105.20-000 ばれいしょのフレーク、粒	この項の粉(又は粉末)、フレーク及び粒は、生
及びペレット(20%)	鮮ばれいしょを、蒸煮し、つぶし、次いでそれを乾
	燥して得られる(細かな粉又は粒もしくは小さなフ
	レーク状に切った薄いシート状のもの)。ペレット
	は通常、ばれいしょの粉、ミール又は小片を固める
	ことにより得られる。
	これらは、極少量の酸化防止剤、乳化剤又はビタ
	ミンが添加されることがある。
	ただし、他の物質を加えたばれいしょ調製品の特
	性を有する物品は含まない。
	なお、単に乾燥、脱水したばれいしょでそれ以上
	の加工がなされていないものは含まない。
	ばれいしょでん粉及びばれいしょでん粉から製造し
	たタピオカ代用品も含まない。
	成型ポテトチップの原料となる。

分類及び名称(貿易月表の表記)	説明(ことわりなければ関税率表解説)
1905.90 ベーカリー製品のうちその他の	
もの	
1905.90-314 主としてばれいしょの粉	いわゆる成型ポテトチップスなどで加糖と無糖で
から成る混合物を成型した後、食用油で	分類が分かれる。2002年1月から新設。
揚げ又は焼いたもの(加糖)(9%)	
1905.90-323 主としてばれいしょの粉	元は2005.20-220に含まれていた。
から成る混合物を成型した後、食用油で	
揚げ又は焼いたもの(無糖) (9%)	
2004.10 調製したばれいしょ (冷凍)	
2004.10-100 ばれいしょ(単に加熱に	例えば フレンチフライ
より調理したもの) (8.5%)	例えな フレンテラフィ
より 胸柱 した もり (6.370)	(個で脚壁し入ば中脚壁した板に用来したもの)
2004.10-210 マッシュポテト(13.6%)	
200 110 210 1 7 0 2 1 7 1 (13:070)	
2004.10-220 その他のもの(9%)	 味付けされたもの。例えば、冷凍コロッケの中味
	 、冷凍ジャーマンポテト、イモ団子等の半製品が該
	当する。(財務省関税局業務課から聞き取り。)
2005.20 調製したばれいしょ	
(非冷凍)	
2005.20-100 マッシュポテト及びポテ	
トフレーク(13.6%)	
2005.20-210 気密容器入りのもの	気密容器とは、容器の内圧と外圧が異なっても空
(容器ともの重量が10kg	気を完全に遮断できる容器のこと。
以下のものに限る。)	缶詰、瓶詰、つぼ詰、チューブ入り、袋詰などがあ
(12%)	る。(関税分類例規集)
	袋入りポテトチップ製品も含まれる。
2005.20-220 その他のもの	 例えば、ばれいしょの粉、食塩及び少量のグルタ
(9%)	「別えは、はれい・しょの初、良温及び少量のケルケー ミン酸ソーダから作った薄い長方形のタブレット状
(0 /0/	物品で、連続的に湿潤と脱水を行うことにより部分
	的にデキストリン化したもの。数秒間油で揚げた後
	に、「チップ」として食用に供される。